

第1回青森県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年7月27日（木）午後1時27分～午後3時14分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	長尾事務官

4 開会

（事務局 佐藤室長補佐）

定刻前ですが、皆様お揃いのようなので始めさせていただきたいと思います。

ただ今より第1回青森県最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、4名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

本日は第1回目の専門部会ですので、「部会長」と「部会長代理」を選出することとなります。選出されるまでの進行を、事務局が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、要請署名がきております。委員の皆様にご覧いただけますので、ご覧いただければと思います。藤井委員様の方からお回しいたします。

では、八木澤賃金室長、引き続きよろしくお願いいたします。

（事務局 八木澤賃金室長）

部会長、部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

皆様を、7月19日付けをもちまして専門部会委員に任命させていただきました。

専門部会委員の「辞令」につきましては、誠に失礼ながら、皆様の席に置かせていただきましたので、交付に代えさせていただきます。

委員名簿につきましては、会議次第の後に付いております資料の1ページにありますので、ご確認をお願いいたします。

また、資料の2ページに青森県医療労働組合連合会から、6ページに生活協同組合コープあおもり労働組合から、8ページに青森県地域一般労働組合から提出のありました「意見陳述書」の写しが添付されております。

本日の専門部会は、第1回目の会議ですので、主として

「部会長及び部会長代理の選任」を行うことと。

諮問に伴う関係労使の意見聴取の公示をしたところ、意見書の提出及び意見陳述の申

し出がありましたので、その意見聴取をすることのために開催するものです。

それでは、開会に当たりまして、上野労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(事務局 上野労働基準部長)

青森労働局労働基準部長の上野でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、日頃より労働基準行政の推進に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本日は、7月5日に改正諮問しました青森県最低賃金について、実質的な金額審議を行う青森県最低賃金専門部会を立ち上げさせていただくことにしております。

また、諮問に伴い関係労使の意見聴取について公示しましたところ、青森県医療労働組合連合会、生活協同組合コープあおもり労働組合及び青森県地域一般労働組合から意見陳述書の提出がありましたので、意見聴取を行うことにしております。

一方、金額改正の目安につきましては、本日現在、中央最低賃金審議会の答申が行われていない状況でございますが、今後示されます目安を参考にさせていただき、また現在、事務局で集計作業を行っております県内労働者の賃金分布状況の実態調査結果がまとまり次第、資料として提供する予定としておりますので、それらなども参考にさせていただきながら、青森県の雇用経済情勢等を勘案した適正な最低賃金について調査審議いただきますようお願いいたします。

専門部会委員の皆様方には、本日をキックオフとして、今後、連日の審議で大変ご苦勞をお掛けすることとなりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

(事務局 賃金室長)

続きまして、専門部会の「部会長」と「部会長代理」の選出に入らせていただきます。

最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、本審議会と同様に「部会長」及び「部会長代理」は公益委員の中から選出することとされております。

事務局といたしましては、石岡委員に部会長を、森宏之委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局 賃金室長)

「異議なし」の声がございましたので部会長に石岡委員、部会長代理に森宏之委員が選出されました。よろしくようお願いいたします。

以後の議事進行は、石岡部会長をお願いいたします。

(石岡部会長)

それではよろしく願いいたします。

ではまず議題の1、青森県最低賃金の改正にあたって意見陳述について。本日は青森県医療労働組合連合会、生活協同組合コープ青森労働組合、それから青森県地域一般労働組合から意見陳述の申し込みがありましたので、お受けするということにしたいと思います。

それでは最初の陳述人を席にご案内していただけますか。

それではまず陳述人の方、最初に簡単に自己紹介をお願いできますか。

(工藤陳述人)

青森県労連加盟組織の一つで青森県医療労働組合連合会、私はそこで書記長を務めます工藤 詔隆と申します。よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

よろしく願いいたします。

それでは事務局から既にお聴きになっているかと思えますけれども、大体7分から8分程度を目途に陳述をしていただきたいと思います。事前に意見書を提出していただいていますので、この意見書に沿って述べていただければと思います。

それでは青森県医療労働組合連合会の工藤 詔隆さんから意見の陳述をお願いします。

(工藤陳述人)

改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

私は、今お話させてもらったように青森県内の医療介護福祉職場で働く労働者を組織している労働組合で、青森県医療労働組合連合会と申します。書記長の工藤です。上部組織は日本医療労働組合連合会になります。47都道府県にあります産業別労働組合になります。

今日は最低賃金引き上げが医療介護福祉労働者の賃金の改善と相関性があり、従事者の地域偏在や流出の解消、確保、定着、離職防止に欠かせない視点であることについてお話をさせていただきます。

事前に発言内容と付属資料を提出していますので、この場ではその要旨のみを話をさせていただきます。

都会とやっている医療行為は同じ、都会でもらっている給料は月とスッポン、県内にいる意味はあるのか。これは現場の率直な声です。

ご承知のように、医療介護現場には看護師はじめ国家資格などのライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準に抑えられています。

厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると、看護師は10万2,700円低い実態にあり、さらに介護職の所定内賃金は全産業平均に比べて月額で7万5,508円も低くなっています。医療介護労働者の過酷な労働実態と社会的な役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて診療報酬・介護報酬は全国一律であるにも関わらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

私たち医療介護福祉労働者は、全国どこでも同じ水準の医療介護を提供しなければなりません。それは言うまでもなく、住む地域によって命や健康に格差が生じるなど、あってはならないからです。しかしながら、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

ゴールデンウィークが終わったタイミングで新型コロナの扱いは5類に移行し、世間にはコロナの収束ムードが漂っています。しかし、現場では今もなお必死に医療介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘が続いています。

コロナ禍と言われるようになって3年が過ぎましたが、この間、医療介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形で現れています。不十分なながらも政府のケア労働者の賃上げ補助事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。

コロナ禍が長引くことで医療介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限状態です。介護現場では慢性疲労が8割、仕事を辞めたいが8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態になっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や国民の要求に応える医療介護看護の提供が到底困難と言わなければなりません。

さらに医療福祉産業に従事する労働者は800万人を超えるとされていますが、非正規雇用労働者が増えているのが特徴です。医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては9割が非正規雇用労働者です。十分な保障制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規労働者の暮らしを直撃しています。

深刻な人手不足を解消し、貴重な人材の流出や離職に歯止めをかける、何より医療や介護福祉の充実によって誰もが安心して住み続けられる青森県をつくるためにも、地域間格差の是正及び最低賃金の大幅引き上げは喫緊の重要課題であると考えます。その即時実現を強く求め、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今のご意見に対しまして、委員の皆さんから何かご質問等ございますか。

特によろしいでしょうか。

それでは以上で工藤さんの意見聴取を終わります。工藤さん、ありがとうございました。

それでは次の陳述人の方をご案内してください。

それでは最初に、簡単に結構ですので自己紹介をお願いできますか。

(小田桐陳述人)

生協労連、生活協同組合コープ青森労働組合で中央副執行委員長をしております小田桐と申します。

(石岡部会長)

ありがとうございます。それでは事務局から事前にお聴きしているかと思えますけれども、大体7分から8分程度を目途に、提出していただいている意見書に沿ってお話をさせていただければと思います。

それでは生活協同組合コープ青森労働組合の小田桐 幸子さんから意見の陳述をお願いいたします。どうぞ。

(小田桐陳述人)

まず、このような場で意見を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。

私たち生協の給与についてから、まずお話したいと思います。生協というかコープ青森という名前なんですけども、コープ青森で働きますとパート職員、この方たちを定時職員と言うんですけども、時間給888円で7時間、22日働いて月額13万6000円程度です。

時間給の888円の定時職員のところは、少しなんですけども一時金があります。そして一時金がない定時職員という働き方もありまして、一時金がない定時職員の場合は時間給が970円、7時間、22日勤務すると月額14万9,000円程度となります。

勤続3年目までは習熟給という名前で、時給、プラス10円出ます。3年以上働くと、それ以上は一切上がらないという仕組みになります。

一時金がない定時職員で働いて、3年以上働くと時間給1,000円によりやく到達できます。ですが、働いている方からどのような現場の声が寄せられているかをお話したいと思います。

声は全部で8つあります。

物価・光熱費など上がっていて、現状ではとてもじゃないですが生活がぎりぎり、急な出費などあった時、きびしいです。

扶養内で働いている人以外、全員、本当に少しでも上げてほしいと思っています。

様々な物価が上がっており、生活が苦しいです。

物価が高騰しており、家計が圧迫されています。物価上昇に伴う手当を出してほしいくらいです。

物価などが上がってきているのに合わせて賃金も上がってほしい。生活が苦しいです。

もっと欲しい。暮らしていくには足りない。貯金できるぐらいほしい。

息子のアルバイトの方が時給が高く、やりきれない気持ちです。

娘が県外にいますが、コロナ禍の後で人手が足りないというのものもあるかもしれませんが、飲食店で時給1,800円の募集を見てショックを受けました。自分の時給の2倍以上です。

このような声が寄せられました。

それから定時職員だけでなく、正規職員の給与についてもお話したいと思います。正規職

員の高卒初任給は、時間給に換算すると965円程度です。大卒初任給では1,136円です。転勤を希望しないエリア正規職員になると10%給与が下がります。エリア正規職員を選んだ場合は、時間給換算で高卒で868円程度、大卒で1,022円となります。一時金があるか・ないかの差だけで、暮らしとしては定時職員の時給とほとんど変わりません。非正規だけでなく正規職員でも、貯蓄をする余裕がないと感じる方が多いので、正規職員からは次のような声が寄せられます。

昨今の物価上昇のペースは給与のベースアップでは足りず、生活が困窮しています。一時金をもって毎月の生活を支えている状況です。

前は買っていた100gのチーズが、今はいろいろなものが上がってしまったので買いたいけれど止めておこうという自分がいます。

このような声が寄せられました。

非正規の賃金の決定にあたり、最低賃金額を見ながら時給や給与を設定するケースが多くあると思います。そしてこの非正規の賃金を見ながら正規職員の賃金を決定している傾向もあり、最低賃金が上がらなければ正規職員の賃金も上がらないのです。特に主たる生計者として暮らしている方たちにとっては、今のままでは生活が苦しすぎるというのが実感です。

最後になりますが、最低賃金が物価上昇分だけでなくそれ以上に上がらないと、私たちの賃金には反映されません。暮らしていくだけで精一杯で、なぜ働いているのに余裕がないんだろうと疑問を感じるこの現状を何とか変えてほしいと願っています。

以上で発言を終わります。ありがとうございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今のご意見に対しまして、委員の皆さんから何か質問等ございませんか。どうぞ。

(赤間委員)

すいません、年収の壁ということでいろいろ話を聞いていると思うんですけども。

コープさんで7時間、22日以外の勤務で、本当、短い時間の人とかも多分いますよね。

(小田桐陳述人)

います。

(赤間委員)

中の声には106万の壁とか130万の壁があって、知ってのとおり、上げないでくれないけれど、最賃が去年も30円以上上がっている中で時間を短縮してくれと、労働者の方からそう申し出ているのって結構あるものですか。調整してくれと。

(小田桐陳述人)

うちの場合は休日を増やして対応するという形になっています。

(赤間委員)

やっぱり、うまく乗り越えないようにという調整は図っているということですか。そういう人がいるということですね。

(小田桐陳述人)

はい。

(赤間委員)

分かりました。ありがとうございます。

もう1つ。よく、今、やっぱり生産性がらみでは青森県は全国でも一番低いとかよく言われるんだけど。やっぱりそういう時間、例えば逆に給与を増やさないと、社会保険料とかを払いたくないという人たちは、どういう意見なんですかね。それでもやっぱり物価も高くなっているし、やっぱりこれ以上最低賃金を上げて働きたいと、そういう声というのは。

(小田桐陳述人)

人によってやっぱり違うので、その家庭の事情でも違いますので何とも言えないんですけども。

ちょっと省いたんですけど、いろんな部署がうちにはありまして、その部署によって長く働きたいなという声があっても、そのように働けない方もいるんですね。だから要望が通らないのがすごく苦しいという声をもらったりします。自分は、それだったら長く働きたいけれども叶わないと。あと実際に叶っている方もいます。

扶養の範囲で働きたいという方は、上がらなくてもいいのになという声は本当に一部あるんですけども、さきほどの声で紹介をしたとおり、その方たち以外は本当に少しでも上げてほしいという声があります。

(赤間委員)

上がって、うちとしても賃金が上がって、普通に働いて時給を上げてもらってというのが、それが一番健全だと思うんだけど、そういう人は中にもいて。あるラインを超えたくないという人はやっぱりいて。そういう人がいると生産性も落ちてくるので。結構そういう職場の人もいるので、今、コープさんというところなのでそういう人が多いのかなと思って。短時間労働者という面で。参考に聞いてみました。ありがとうございます。

(石岡部会長)

他には何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは小田桐さん、どうもありがとうございました。

次の方を。

それではまず最初に、簡単に自己紹介をお願いしますか。

(鎌田陳述人)

青森県地域一般労働組合の執行委員長をしています鎌田と申します。

(石岡部会長)

それでは事務局から事前にお聞きになっているかと思えますけれども、大体7分から8分程度で、提出いただいている陳述書に沿った形でご意見をお聞かせいただけますか。

(鎌田陳述人)

文書で提出はしておりますが、その内容でよろしいですか。

(石岡部会長)

はい、それに沿った感じで。

(鎌田陳述人)

私は、一人でも加入できる地域労働組合の執行委員長をしております。最低賃金が生活=最も大きく影響する労働者、非正規労働者が組合員の大部分を占めています。こういった組合員の声を陳述させていただきます。

1人目はデイサービスで働いているMさんの声です。

私はヘルパーとして22年間勤務している非正規職員です。私の職場では10年前に非正規にも定期昇給制度を採り入れられましたけれども、年1,000円の昇給で、現在46歳になる私の基本給は16万円程度で、時給換算で言えば1,000円です。共稼ぎ世帯なので何とかやり繰りして子育てを終えました。最近の物価高騰で何でも上がっていますが、とりわけ食費やガソリン代などに係る出費が大変です。出費は昨年より1割から2割ぐらい上がったでしょうか。このまま出費が続けば、今の賃金では夫婦2人でも生活は大変になると感じています。

もう1人の方は、青森県の最低賃金853円で働いているAさんの声です。

私は70歳で、病院の清掃の仕事をしています。1日6時間、週5日働いて、月10万円程度の収入です。夫は国民年金などで収入がなく、自営業の大工を続けていますが、夫の収入は私より少なく、私は働かざるを得ません。持ち家なので住むことには心配はありませんが、病気になることが一番の心配です。

以上、2人の声を紹介しましたが、Mさんの時給1,000円は、単身者であれば社会保険料を引いた13万5,000円程度で生活しなければなりません。通勤用の車の経費と家賃を引いた6万円から7万円で食費、光熱費、携帯電話、被服費などを賄うことになります。最低賃金1,000円は、最低でぎりぎりの賃金だということです。

もう1人のAさんが言っていた健康の問題です。私たちの組合員の中で最低賃金、あるいはその近傍で暮らしている人の最も多い要望は、お金があったらやりたいことのトップが、歯医者さんや医者にかかりたいということです。病気になった時に3割負担の医療費が払えないで我満する人が多くいます。先ほどの単身者の生活費の状況は、健康を害して医者にか

からざるを得ない場合は、さらに生活を切り詰めなければならないということになります。

憲法25条には、健康で文化的な最低限の生活を保障すると書かれています。生活することがやっとで健康に関わる出費の捻出に苦慮する賃金が、健康で文化的な生活を保障する賃金だとは思えません。

最低賃金法第1条では、労働者の生活の安定、労働力の質的向上を目的としていますが、医療にかかれない賃金水準では労働者の命さえ守れません。

最低賃金額の改定が労働者の生活の安定を達成するよう、大幅に引き上げられることを切に希望します。

高齢者再雇用制度で働いている人の唯一の基準は、最低賃金を下回って雇用してはならないということです。高齢者が安心して働く労働条件の1つが生活できる賃金です。年金が受給できる65歳まで、60歳定年からの5年間を無事に暮らしていけるかどうか。住宅ローンの返済など、老後の生活設計はありますが、最低賃金が高齢者の生活を十分に支えるものになっていることが必要です。

私たちは全国一律の最低賃金を要求しておりますが、これは地域間格差を解消して人口の流出を防ぎ、地域経済の発展に資することを願ってのことです。そのためには中小、小規模事業者への国の直接支援が絶対に必要だと思います。

以上の趣旨を申し上げ、最低賃金引き上げの陳述といたします。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今のご意見に対しまして、委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

特によろしいですか。

それでは鎌田さん、ありがとうございました。

それでは議題の(2)ですけれども、青森地方最低賃金審議会、青森県最低賃金専門部会における議事公開の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

事務局でございます。お手元の資料の69ページをお開きいただければと思います。資料No.10という番号を打っております。

こちらですけれども、今月5日の第1回本審において、事務局から説明させていただきました、今年4月6日中央最低賃金審議会で了解された目安制度のあり方に関する全員協議会報告における議事公開の概要と、令和5年度の青森地方最低賃金審議会における議事公開の対応方針についてでございます。

まずは目安全員協議会報告で、中央最低賃金審議会目安小委員会の議事公開につきまして、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使3者集まって議論を行う部分については公開するのが妥当とされたところでございます。

議事の公開に関しましては、青森地方最低賃金審議会運営規則及び青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程において、会議は原則として公開するものでございますけれど

も、但し書きに該当する場合には会議を非公開にすることができるとされているところでもございました。

昨年度の青森県最低賃金専門部会は、本審は公開としていたところでもございます。専門部会につきましては、第1回専門部会の議事は公開としておりましたが、金額審議を行う第2回以降の専門部会におきましては率直な意見の交換もしくは意思決定の通気性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当するとしまして、非公開としてきたところでもございました。

この度の全員協議会報告を踏まえまして、当専門部会におきましては公労使3者が集まって議論を行う部分については公開すること。公労、または公使の2者で議論を行う個別協議の部分については非公開とする。このことにつきまして確認をさせていただきたいと思います。

今年度におきましては専門部会の扱いとしましては、第1回、第2回につきましては公開、第3回以降の個別協議の部分は非公開とすると。このような取扱いに整理させていただいているところでもございます。

よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

ということですが、この点について何かご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(赤間委員)

ちょっと聞きたいんですけども。中賃の中でもというか、他のところでもいろいろ議論があつて。傍聴に入っている人が録音をして、それをすぐさま文章に起こしてネットに出すということが出来るみたいですけども。それは違法ではないということなんですか。傍聴で、公開なのでいいけど。よく裁判所とかだったら、入ってもいいけど録音はダメよみたいなものもあるだろうけれど。すぐに文章に書き起こして、すぐネットで。「こんなことを言っているんだ」みたいな。そういうのってどうなるんでしょうねとちょっと思ったりもして。

別に恥ずべきことを言っているわけでもないし、何も問題なければ、私たちはいいですけど。なかなかそういうので、傍聴はいいけど録音はダメよみたいな、そういうことできるのかなとちょっと思ったりもしたんですけども。ちょっと聞いてみました。

(事務局 賃金室長)

録音の部分につきましては、一旦確認させていただきまして、追ってまた報告をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

ついでに、明日の議事をホームページ上に公開しているのが、委員の個人名でこういう発言をしましたという趣旨になっていましたので。この青森の場でも、例えば委員の秋田谷がこういう発言みたいな、逆に個人の誹謗中傷につながる可能性はないのかなというところを

含めて確認していただければと思います。

問題なければ問題なしで。

(事務局 賃金室長)

議事の公開の部分につきましてですけれども、これまでも本審等の場合は公開でしたので、その場合には発言者の委員の氏名と発言内容を記載したものをホームページ上に公開しておりましたので、基本的にはそのような扱いになろうかと思っておりますけれども。

誹謗中傷の対策等につきましては、その辺のところにつきましてはご意見があったこととして確認させていただきたいと思っておりますけれども。

(石岡部会長)

各規則等でその辺がどういうふうになっているか、事務局の方で確認していただいて、そういうことにしましょう。

(事務局 賃金室長)

はい。

(石岡部会長)

録音の問題はさておいて、それ以外の公開の問題という部分については、本審の方でも同様のことが決まったわけですが、3者が揃って話をする場合、ここは公開とし、個別は非公開とすると。そのようなことでよろしいでしょうか。

(小山田委員)

1つだけ確認。

(石岡部会長)

はい、どうぞ。

(小山田委員)

今、御質問があったことですが、非公開というのは非公表と同じ意味ですか。非公開なので、どういうやり取りかというのは公表されないということになるのでしょうか。

(事務局 賃金室長)

公表という意味であれば、概要について公開となりますけれども。個別の詳細なやり取りについてつまびらかになるものではないです。個別の議論につきましては。

(小山田委員)

非公開であっても概要は公表されると。

(事務局 賃金室長)

そうです。これまでも専門部会の非公開の部分について、概要については公開、公表しておりましたので。扱的にはそれに準ずる形になろうと思っておりますけれども。

(小山田委員)

分かりました。

(石岡部会長)

金額、提示された金額の推移ということですかね、公表していたのは。

(事務局 賃金室長)

そうです。今、ご懸念されているのは、個別協議の場面でどのようなやり取りというか金額の刻みがどういったことになったかということまでが出るかと、そういうことではなくて、そういった詳細な部分については議事概要に出るということではないです。

(石岡部会長)

そうすると、今言われた今までのやり方でも個別協議の中の話を発表していたというのは、これは具体的にはどういうことですか？

(事務局 賃金室長)

これまでも専門部会のものにつきましては、それぞれの主張があって議論があったという旨だけのざっくりしたというか、かなり大雑把な言い方で申し訳ないですが、そのような概要を個別協議の部分についてはお示しというか公表という形になっているところがございました。

(石岡部会長)

具体的に、どういう点を公表したかのかという話です。

(森 宏之委員)

確か合意した金額だけは出ていたけれども、それまでに、例えば経営側がいくらを示したとか、組合側がいくら示したとか、そういう細かなことは記録には残っていないんじゃないですか。個別セッションの場合は、残していましたか？

(事務局 賃金室長)

いえ、いくらを求めたとかいう部分については、示すという形になりますけれども、個別協議と言われるところも今まで記録は残しておりました。

(石岡部会長)

記録にはもちろん残すんだけど、それを今までも公表していたかどうかということです。

(事務局 賃金室長)

概要については。

(石岡部会長)

だから、そこで言うところの概要って何を公開しているのか。

(森 宏之委員)

公益側の方も、当初、使用者側がいくら示されました、それから労働者側がいくら示されたと同っていますから、それは同っていますけれども。それがずっと載っているのかどうかということを、ちょっと今、部会長の方もお尋ね。

(石岡部会長)

載っているかというか、記録には載っています。記録はしているけれど、それを公表しているかという問題。

(事務局 賃金室長)

今、事務局として実際のホームページの部分、どのように掲示されているか確認をさせていただいていましたので、ちょっと確認させていただいた後にその旨を報告したいと思いませんけれども。

(石岡部会長)

今、確認しましたら、従前のやり方ですと専門部会自体、金額審議は今までは全面的に非公開だったわけですから。ホームページでその日の議事の概要を公表していたと。

その議事の概要というのは、今見ましたら、大まかな労使双方の意見ですね。その日、実際は金額審議も何回かに分けて金額を変えていくということがあったわけですから、そこまでは公表していなくて、その日の最終的な結論、使用者側の意見、労働側の意見、それは数字を含めて公表していると。そういうことです。

ですから、今年のようなやり方を採るにしても、最初は3者揃ってお話をして、その後個別協議に入る。個別協議に入ったら非公開になる。だけれども、終わる時にはまた最後、3者集まってやることにはなりますが、そこは公開になる。

そうすると、最後、3者集まる時は、今日の話合いで結局使用者側のご意見は最終的にこうですね、労働者側はこうですね、じゃあ次回に向けてまた双方、内部的に議論して、次回また協議しましょうと。そのまとめ方をすると思うんですよね。

そういう意味では、労使双方のその専門部会での最終的な意見というのは、いずれにしても公開されることになる。そういうことになるんじゃないかと思います。

よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(石岡部会長)

そうしますと、今のようなまとめ方で公開・非公開を切り分けていくということにし、ただ公開にした場合の録音の問題、これについてはまた検討していただくと。規則なんかを含めて、その是非について検討するというにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、議題の(3)その他ですけれども、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

事務局から資料の説明をさせていただきます。

本日、お配りしております資料ですけれども、会議次第のホッチキス止めしたものの他に中央最低賃金審議会の目安小委員会の資料としまして、第2回から第4回までの資料がございます。

まず会議次第の次に付いている資料でございますけれども、めくっていただきまして、先ほどの名簿の次に、資料No.2-1から先ほど陳述がございました医療連のものとコープ青森、それと青森県地域一般労連のものがございます。こちらは先ほど陳述人がお話されたので省略させていただきます。

続きまして10ページ目、資料No.3でございます。10ページから12ページにかけて、青森県における生活保護と最低賃金の比較についての資料というのがあります。10ページ目につきましては、これが結果の概要になりますけれども、10ページにつきましては、令和3年のデータによりまして生活保護と最賃金を比較し、乖離額を算出したものでございます。

10ページ目ですけれども、生活保護の月額が9万6,507円、最低賃金の月額が11万6,577円となりまして、時間額換算で147円、最低賃金額が上回っていたということになります。これは令和3年の数字でありまして、令和4年度の方が31円の賃金の引上げがございましたので、現状では173円上回っています。先ほどは147円と言いましたが142円の間違いでございまして、それから31円の引上げがございましたので、173円上回っていることになりまして、乖離はないということでございます。

最低賃金法第9条におきまして、最低賃金の3つの決定要素、労働者の生計費、労働者の賃金、企業の支払い能力を総合的に勘案して定めるものとしておりまして、さらに生計費を考慮するにあたって生活保護に係る施策と整合性を配慮するとされているところでございます。

それで毎年、最低賃金と生活保護との比較を行って乖離がないか確認させていただいてい

るところでございます。

続きまして13ページ目になりますと、全47都道府県ごとの最低賃と生活保護との乖離のものでございます。全ての都道府県で最低賃金、生活保護水準を上回っているところがございます。これについては、後ほどまた目安小委員会の資料でご説明をいたします。

続きまして14ページ目、資料No.4でございますけれども、こちらが春の賃上げの妥結状況でございます。連合青森様の集計では加重平均で4.195%、青森県経営者協会様の集計では単純平均で2.61%でございました。

続きまして資料No.5でございますけれども、15ページ目になりますが、都道府県人事委員会が公表しております都道府県庁所在地都市別標準生計費でございます。

続きまして16ページ目は、これは青森市の世帯人数別の標準生計費ということになります。4人で15万4,450円というところでございます。

続きまして資料No.7、18ページから44ページ目にかけてになりますけれども、青森県景気ウォッチャー調査でございます。こちらでございますけれども、4月期の景気の現状判断DIは58.5となりまして、景気の横ばいを示す50を2期ぶりに上回ったこと、先行き判断DIは現状判断DIと比べると3.9ポイント上昇の62.4となっているところがございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして45ページ目以降になりますけれども、資料No.としまして、青森創生パートナーズ株式会社の青森県内企業アンケート調査でございます。こちらは今年度の青森県内の7割が賃上げ実施予定として、賃上げの理由としては人材の維持・確保に関する項目が上位を占める、持続的な賃上げや生産性向上に向けた人的資本への投資強化不可欠としているところがございます。

続きまして、めくっていただきまして53ページ目からになります。資料No.9として付けさせていただきます。これは内閣府の出しております月例経済報告に関する関係閣僚会議資料を付けさせていただきます。日本経済というのは、基調判断等が載っているところがございます。現状は景気は緩やかに回復している等が示されたところがございます。

続きまして、別冊資料についてご説明をさせていただければと思います。まず、分厚いものがありますけれども、第2回目安に関する小委員会のものになりますけれども。こちらをまずめくっていただきまして、資料No.1ですけれども。こちらが今年の賃金改定状況調査の結果が示されてございます。

こちらめくっていただきまして6ページ目を開いていただければと思うんですけれども。6ページ目から8ページ目にかけて、いわゆる第4表です。一般労働者、パートタイム労働賃金上昇率でございます。こちらが最低賃金の改定におきまして重要な資料として使われているものがございますけれども。

6ページ目の①のところがございますけれども、左側、産業別の男女計をご覧いただければと思いますけれども。Aランクが2.3%、Bランクが2.0%、Cランクが2.19%。全ランク区分で2.1%。青森県の含まれるCランクは2.1%ということでございます。

これも昨年、全ランクが1.5%であったものを上回っているところがございます。

なお、この2.1%上昇といえますのは、最低賃金が時間額のみで表示されるようになって

た平成10年以降で最大になっているところでございます。

次、8ページ目のところですが、4表の③でございます。こちらのものもございますけれども、これは令和4年6月と今年5年6月の両方に在籍していた労使のみを対象にしたものでございます。こちらの資料、昨年から示されるようになった資料ということでございます。4表の③と①②の共通点と相違点でございますけれども、同じ点としましては、集計対象である事業所は昨年6月と今年6月の賃金を調査して、賃金上昇率を計算したという点でございます。違う点としましては、①と②につきましては集計労働者が3万2,180人全員から賃金上昇率を計算しているものでございますけれども、③につきましては昨年6月と今年6月、両方に在籍している労働者であるところですから、2万6,256人ということで、割合ですと81.6%の労働者に限定して上昇値を計算していることとなります。

ですから、今年入った方ですとか昨年入って途中で退職されたような方については対象から外されているということになります。

8ページ目の左の産業計、男女計を見ていただきますと、Aランクで2.4%、Cランクで2.7%、全ランク計では2.5%の上昇率ということになります。こちら昨年ものよりも上回っているところでございまして、CランクはA・Bランクよりも高い賃金上昇率になっていて、こちら4表①②よりも高い上昇率となっているところでございます。

続きまして、めくっていただいて資料No.2になりますが、生活保護と最低賃金というところが付いております。こちら、先ほど説明しました生活保護の全国分の資料ということになります。生活保護の1ページ目の折れ線グラフでございますけれども、破線の三角が生活保護の水準、実線のひし形のは令和3年度最賃額の法定労働時間働いた場合の手取り額を示しているものになります。全ての都道府県で最低賃金は生活保護を上回っていることが分かります。

2ページ目のものについても同様のグラフでございますけれども。1ページ目のグラフ、2ページ目のものについて、最低賃金のグラフを令和4年度のものに更新したものでございます。全般に最低賃金が上がっていますので、これも全て同様に最低賃金が生活保護を上回っていることとなります。

3ページ目は先ほどご紹介しました一覧の表になります。

続きまして3ページ目、資料No.3でございますけれども。地域別最低賃金、影響率のもの、全国のもので載っているところでございます。

用語の定義につきましては、この資料No.3の1ページ目下の部分でございますけれども。まず1ページ目のものについては、最低賃金に係る基礎調査によるものでございまして、この基礎調査は原則30人未満の小規模事業所が対象になっているところでございます。

未満率をランク別に見ますと、Aランクが2.2%、Bが1.6%、Cが1.5%、Dが1.7%。Aが最も高くなっているところでございます。影響率につきましては、Aが20.4%、Bが18.9%、Cが17.1%、Dが19.4%と。これもAが最も高くなっているということでございます。

続いて、めくって2ページ目になりますけれども。こちら未満率と影響率でございますが。こちらものものと3ページ目のものになりますけれども、これは同様のもの、未満率と影

響率のものがございます。2ページ目のものが基礎調査によるもので、3ページ目のものは賃金構造基本統計調査によるものの影響率と未満率ということになっています。

2ページ目の基礎調査による青森県の影響率につきましてですけれども、25.3%、全国で2番目に高くなってございます。青森は右端の沖縄の隣になります。

続きまして3ページ目は、賃金構造統計調査の未満率と影響率でございますけれども、この賃金構造統計調査は5人以上の事業所を対象としておりますけれども、青森県の影響率につきましては7.3%になっております。基礎調査の影響率が高く出ているところでございますけれども、基礎調査の調査対象が構造調査と比較しまして賃金の低い労働者が多いと考える業種、規模にしばられているためと考えられます。

青森県の今年の賃金に関する調査結果につきましては、現在、調査法の点検、集計中でございますので、次回以降の会議におきまして資料をご用意させていただきたいと思っております。

続いてめくっていただきまして、資料No.4、賃金分布に関する資料でございます。この分布のものでございますけれども、一般労働者、短時間労働者、両者の計の3つに分けてグラフ化されているものでございまして、都道府県も載っておりますけれども、これは経済指標の順になっているということでございます。

これは量が多いんですけれども、このうちの短時間労働者の分布について簡単にご説明したいと思いますけれども。こちら27ページ目以降からが短時間労働者のものになります。分布の27ページになりますけれども、これは東京都が一番最初に来ているところでございます。Aランクは東京、ここには1,041円とございますけれども、これは昨年、4年6月時点を調査対象にしているグラフでございますので、この場合の1,041円は、3年度の最低賃金、東京都の最低賃金、その時点で適用された最低賃金ということになります。見てお分かりのとおり、最低賃金の額、近傍にピークが来ているというところがございます。

Aランクですと金額が切りのいい数字のところBがきている傾向がございましたけれども、Aランクでも最近最低賃金額の近傍にBが来ていることが見られるところがございます。

続きまして36ページをめくっていただければと思うんですけれども。36ページ目以降ですね。36ページ目からがCランクになります。青森県は38ページになります。青森県ですけれども、こちらは見てお分かりのとおり最低賃金が当時のもの、882円ですけれども、これがピークが来ているというところがございます。北東北3県で言えば、この同じページの秋田県、隣のページの岩手県がございまして、青森は882円でピークが来ておまして、秋田県は882円じゃなくて850円のところでピークが来ております。岩手県を見ていただければ821円のほかに850円、900円、1,000円のところにそれぞれピークが見られるようなところもございまして。

Cランクで同じような傾向を見るのは、宮崎県や沖縄県と青森は同様の傾向のピークのもが見られるところがございます。

このピークの数字の隣以降の資料No.5の最新の経済指標の動向につきましては、説明については省略させていただきます。

こちらの資料の後ろ側になるのですけれども。経済の動向の資料No.5の次の参考資料No.1

というのがございまして、委員からの追加要望資料というものがございまして。これをめくっていただくと、中企庁の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果についてというものが付いているところでございます。

これの3ページ目、価格交渉の交渉が3ページ目にありますけれども、ここにありますけれども価格交渉を申し入れて応じてもらえた発注者からの声かけ交渉ができた割合は、昨年9月の前回調査に増加しているなど、価格交渉の実施状況は一部では好転している一方、発注者からの交渉の申し入れがなかった、協議に応じてもらえなかった、減額のために協議の申し入れがあったが、依然として16%あり、2極化が進行しているというところがございます。

4ページ目は、価格転嫁の状況に持ち越す全般のものでございます。

今の資料については、まず場所ですが、先ほどのピークのある賃金分布に関する資料の後ろになります。参考資料No.1というところをまず出していただければ。こちら、よろしいでしょうか。

なかなか分かりづらくて申し訳ございませんけれども、価格転嫁がどのようになっているかについて追加資料で出されたものでございました。

今、赤間委員の方から、もう一度の話がございましたので、まずこの中企庁の資料についてのご説明を改めていたします。この中企庁の資料の方の3ページ目について、価格交渉の状況につきまして、円グラフがあるところがございます。

これ、9月と3月の調査の結果を比較しているところがございますけれども、もう一度の説明になりますけれども、価格交渉を申し入れして、応じてもらえた発注者からの割合について、前回より増加しているものがある一方、協議に応じてもらえなかったものが依然としてあり、2極化が進行しているということがまず1つございます。

続いて、4ページ目の価格転嫁の状況のコスト全般についての円グラフのところがございますけれども、コスト上昇分、何割を価格転嫁できているかについて集計したものについては、価格転嫁47.6%で、コスト上昇分のやや高い割合が10割や9割、価格転嫁ができたと回答する、増加する一方、全く価格転嫁できていない、減額された割合も増加していて、これも2極化が進んでいるところがございます。転嫁できたものと全く転嫁されていませんという2極化が進んでいると。

またコストが上昇していないため、価格改定が不要の割合も減少しているので、コスト上昇の影響は拡大しているというところがございます。

5ページ目の価格転嫁の状況のコスト別、要素別の話になりますけれども、コストを原材料費、エネルギーコスト、労務費に分けて、これは価格転嫁の状況を見たものでございますけれども、原材料費については一部だけでも転嫁できた割合は64.5%で、これは前回調査より増加しているところで、その一方で転嫁がゼロというところが増加していて、これも全体としては分かれているようなところがございます。

6ページ目から8ページ目については、発注者別、発注者側の価格交渉、価格転嫁の状況に関する業種別ランクということです。

めくっていただいて9ページ目からのところですが、受注側、中長期の視点で見た

価格交渉の転嫁でございます。

12ページ目になりますと、価格転嫁と賃上げ率の関係でありますけれども。価格転嫁できている割合が高くなればなるほど賃上げ率が高くなる傾向が見てとれるというものでございます。

13ページ目につきましては、今後の価格転嫁対策。ここに大きく5つのポイントがあって、1つ目としては下請け企業による価格交渉を後押しする体制の整備、2つ目は発注者側企業ごとに価格交渉・転嫁状況のリストの公表、3つ目は事業所所管大臣名で企業トップに対して指導・助言、4つ目は業界団体による自主行動計画の改定・徹底、取引適正化の取組状況のフォローアップの実施、最後にパートナーシップ構築宣言の更なる拡大などです。

15ページ目については、1つ目の対策の詳細となっております。

続きまして参考資料No.2です。この次のところですが、足下の経済状況に関する補足資料。更新部分のみ抜粋になります。こちらをめぐっていただきまして、2ページをご覧ください。ちなみにこちらの番号、これは第1回目安小委員会の資料のページそのままになっていますので、通しの番号ということになっているものではないということをお断りしておきます。今年の賃上げ率は3.58%、中小で2.3%、比較対象可能な2013年以降で最も高い結果になっているというところでございます。

4ページ、日銀短観の雇用人員判断DIですが、今年6月の実績は3月よりやや過剰の報告が outcome して、引き続き不足が上回っており、人手不足感が強いままということでございます。

続きまして7ページ目はランク別求人状況の求人倍率の状況でございます。これも新しく数字が入れ替わっているところでございます。

8ページ目はランク別新規求人の水準の推移でございます。こちらはCランクで増加が見られるということです。

めぐっていただいて12ページです。これは日銀短観の主な産業のDIです。

参考資料No.3になりますけれども、指標統計の更新部分の抜粋になります。こちらについても、新しい数字が6月頃のものになってきているところです。

続きまして第3回目安小委員会の資料について説明させていただければと思います。

第3回目のもの、参考資料No.1でございまして、足下の経済状況に関する補足資料、これも更新版になりますけれども。まず、これの一番最初のページは、国内企業の物価指標の推移でございます。これ、第1回の小委員会の際は5.1%だったものが、6月には4.1%になっているということでございます。

14ページ目のところは物価指数のものの数字。こちら6月のものがマイナス11.3%になっているということです。

続きまして参考資料No.2の市場統計資料の抜粋になりますけれども。これも5月、6月のものの数字が入れ替わっているものでございます。

続きまして第4回目安に関する小委員会の資料ということになります。こちら、まず最初は参考資料No.1ということで、委員からの追加要望資料というものが付いているところでございます。

めくっていただきまして、4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移というものが出ているところでございます。これは昨年の最低賃金が改訂された10月から直近までの期間における物価の伸び率を示したものでございます。全国では3.8%から5.1%で推移しているところでございますけれども、令和4年10月から5年6月までの対前年比の上昇率ですけれども、全体では4.3%、Aランクは4.5%、Bランクは4.1%、Cランクは4.0%となっているところでございます。

続いて参考資料No.2、足下の経済状況に関する補足資料になります。めくっていただいて消費者物価指数の推移になります。こちら、これまでの資料を更新した部分があるところでございますけれども、消費者物価指数のところでございますけれども、6月の消費者物価指数、総合はプラス3.3%、生鮮食品を除く総合がプラス3.3%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合はプラス4.2%、持ち家の帰属や家賃を除く総合はプラス3.9%となっているところでございます。

続きまして18ページでございますけれども、消費者物価指数、持ち家の帰属や家賃を除く総合の主な項目別のものになりますけれども、6月に+3.9%になっておりますけれども、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食料品を除くものの寄与度が大きく、またエネルギーはマイナス0.7%となっているところでございます。

続きまして資料No.3、指標統計資料の更新のみの主な部分です。めくって最初は主要指数の推移で消費者物価指数などの更新額。

一番最後のページ、40ページ、消費者物価指数の推移でございますけれども、こちらが最新の6月のものになります。都道府県庁所在地の消費者物価指数の最新版でございます。今年6月のものがございますけれども、これでいきますと青森は下から2段目になりますが、3.4%の上昇となっているところでございます。

以上が目安小委員会の資料の説明でございました。

続きまして、第1回本審以降、当局あてになされた要請がございましたので報告させていただきます。

資料としましては会議次第がある方の資料になりますけれども、その資料の一番最後の部分になります。70ページ目からになります。資料No.11を付けさせていただいておりますけれども。

70ページでございますとおおり、青森県労働組合連合会からありました要請でございます。この要請時に青森地方最低賃金審議会あてに団体署名、95団体が提出されましたので、これにつきましては委員の皆様方に別途回覧させていただいたところでございます。

事務局からの資料は、資料については以上でございまして。続きまして、その他としまして、中賃の目安の状況についてまずご報告させていただきたいと思っております。お手元に報道記事を印刷したものを載せておいたところでございますけれども、昨日、中央の方では第4回目目安小委員会が開かれましたけれども、食い違いが多くて、昨日は取りまとめに至らなかったところでございます。

明日、7月28日の午前10時から第5回の目安小委員会が開催される予定でございまして、明日中に報告が取りまとめられれば明日中に目安の答申が行える可能性があるというこ

とになっておりました。最短でも明日と。さらにそれがまとまらなければ31日という流れになるようでございます。

続きまして産別の最低賃金につきまして、委員の皆様から日程確認をいただきまして、労使側に確認いただいたところでございます。次回の8月2日に予定されます本審において事務局案をお示しした上でもって確認をいただきまして、日程につきましては確定していただく予定にしているところでございます。

以上、事務局からの説明でございました。

(石岡部会長)

資料の説明が長かったわけですが、何か質問等はございませんか。

(赤間委員)

下請けGメン、今年も設置されてという話。下請けGメン、パートナーシップ宣言とあってありますけれども。本県のところのデータはどうなっているんでしょうね。

要は、価格転嫁がうまくできていないとか、何かそういうのがあるんでしょうかね。全体で見れば価格の転嫁できない下請けいじめがあって、例えば勧告があるとか、そういうのがないようにパートナーシップ宣言をするとか。青森県内でそういったのってあるのかなと。

(事務局 労働基準部長)

今のところは具体的には承知をしていません。ただ、国交省の方でそういう話がありますので、我々労働基準行政の方でも、もしその絡みで何かあれば、それは適宜、厚生労働本省の指示を踏まえて対応していくということになるかと思えます。

ただ、現時点で何かここでお示しできるようなものは、今のところ、承知をしてないところでございます。

(赤間委員)

今、連合本部でも、うちらの方でもそうですけれども、全体で地場の中小の方が賃上げ率とか少しずつ高くなっているんで、いろんな歪みや、大手がどれだけ引き上げてくれるか、特に大手なんて最低賃金は関係ないですから、地場中小で最低賃金が関係するようところが問題なんですけれども、例えばでかいところに入っている小さいところみたいな、そういうところが据え置かれていて、上げてくれたけど対応してくれないとか、そういうのってあるのかなと思えます。

(事務局 労働基準部長)

そうですね、もちろん、今回、国交省によって示したGメンで、前からもそういった価格転嫁の話とか言われている話だと思いますので。基準行政の立場で直接その価格転嫁について指導できる立場にはないんですけれども、やっぱり、そこは色んなところに影響をしてくると思いますので、状況を踏まえつつ、労働局全体として対応が必要だということになれば、

何か対応することもあるかと思っています。

具体的に何か今、持っているものがあるかと言われると、先ほどおっしゃった国交省のそれを受けて何かというのは、今のところ本省の方からも示されていないということもありますので、ご説明できるものを今持ち合わせていないところでございます。

(赤間委員)

Gメンという、言うことを聞かないやつは勧告するぞみたいなのが本県にはないのかな。

(事務局 労働基準部長)

そうですね。国交省としてはそういうところ、今後進めていくということは今公表されて、前に進んでいるところだと我々も承知しているわけですが。

その辺、労働基準法の関係でいくと労使関係が当然主体になってくるわけですが、その辺も当然、外側のそういった要因が多分にこういったところに影響してくると思います。その辺は、やっぱり、もちろん青森県内においても必要があるかなとは承知をしているところでございます。

(赤間委員)

分かりました。

(石岡部会長)

他には何かございませんか。

(森 宏之委員)

最低賃金を本審議会これからいろいろ審議をしていくんですけども。先ほど来の事務局の説明にもありましたように、最低賃金の検討の際に一つの指標として生活保護の金額との差額というのが、多分労使双方、公益も含めて一つの指標として重視している、これまでも重視してきたと思うんですが、生活保護の金額については、いつ頃、タイミング的にいつ頃決定されるのでしょうか。

先ほどの説明でも平成3年度は生活保護の金額と最低賃金とが、前年度だったらこれこれの差額で、その後、最低賃金が変わりましたのでこうなりましたというご説明でしたけれども。そこら辺、生活保護金額の決定と時期について、参考までにお教えいただければと思うんですけども。

(事務局 賃金室長)

お調べして、次回までに回答することによってよろしいでしょうか。

(森 宏之委員)

お願いいたします。

(石岡部会長)

毎年、見直しをするんですか。会議次第の載っている資料の11ページのところを見ても、生活扶助基準、令和3年度と書いてあるんですね。だからその年度、年度でこの計算の方法が少し微妙に違うんですかね。という辺りをちょっと教えてもらえれば。

(事務局 賃金室長)

はい。

(森 宏之委員)

専門でないものですから何年かに1回ごとの改定であるとか。

(石岡部会長)

ちなみに13ページのところは、要は全国の乖離額。生活保護の方は、生活保護よりは上回っていますよはいいいんだけど、じゃあどれくらい上回っているかということ、本県はその差が一番小さいわけですね。173円。これをどう考えるのかということがあって。

それから前回の本審でちょっと調査をお願いした生計費のところの話は。

(事務局 労働基準部長)

実は、それは本審でいただいたものなので本審で少し資料をお示ししつつご回答をしようかと思いましたが。今、石岡会長の方からお話がありましたので少し触れさせていただきますと。

確かに単年度で見ると一番青森が実は今年度、生計費が低いという形で出ておったんですが。5年単純平均すると43番目という結果でございました。ただ、単純平均をした5年のものを見ても、ある程度、どの対象をサンプルとしたかということところにも大きく左右されるところもあって、ある程度、サンプルの幅が大きいみたいなのところもあったので、少し全体として43番目ぐらいだということは言えるのですが、何か地理的にですとか、例えば近畿だったら大阪の生活圏にいたから狭い、東北だったら広いとか、山のある地域と海のある地域で何か関係性があるか少し探してみたんですが。

その辺で何か分布のばらつきに傾向があるというところは、すいません、事務局の方でも見つけられておりません。少しその辺の傾向は、今、分からない状況でございます。

ですので、今の時点で言えるのは、単年度のみをもって必ずしも青森が、今年はやや断トツに低いみたいな見え方をしていましたけれど、そういう状況でもないし、5年平均で見ると43番目。5年平均で見ると、実は秋田が一番低かったんですが、秋田と青森は同じぐらいの位置にあるということは言える。

あと、それぞれ、実は奈良が少し上の方にあるとか。都会だから生計費が掛かるとか山の方だから掛からないとか、その辺も少し見えていないところがございますので。青森が生計費が一番掛からなかったということのみに着目するのではなくて、その辺全体像を見て、一つの参考、生計費の参考だという受け止めでお考えいただければよろしいかなと思っている

しだいです。現状で申し上げられるのは以上でございます。

(石岡部会長)

この資料の15ページのところです。人事院の調査。詳細は後ほどまた本審の方でご報告をいただくとして。ちょっとばらつきが大きすぎるのところ、そういうのって統計としてどうなのと。

(事務局 労働基準部長)

そうですね。生計費を参考にして地方の最賃審で議論しようと言いつつ、我々は事務局としても生計費のところはばらつきが大きい点は、傾向に不明な点も多く、若干矛盾を感じているところではあるのですが。

資料の実態としては、そういう側面がどうしても否めない状況でございます。4人というところを標準世帯としているということなんですが、確かに青森はマイナス450円というところとか、少し低い部分というのは、やっぱり、確かに肌感に合わないかなと、前回本審で石岡会長からいただいたのはおっしゃるとおりかと思っております。

(石岡部会長)

だから一方で、13ページにある生活保護との差が、青森が一番小さいということは、逆に言うと生活保護で支給される金額が青森は高いということですね。それは当然、冬の暖房とかそういうものがあるから生活保護の支給額が高くなっている。これと15ページの標準生計費はちょっと矛盾する話。

(事務局 労働基準部長)

そうですね、標準生計費の部分も細かく見ていくと、生活費の中で当然燃料費の部分は青森は高く、経年で見てもやや高い傾向にある。じゃあ今年なんかで見た場合、どこが低いのかというと、いわゆる雑費と呼ばれる部分の、教育費とかいう部分で、少し雑費の部分を含めてというふうに分類されている部分で出してないというところがあるので。

少し、そういう意味で消費がある意味、抑えられていると。生計費、実際かかったもので、使いたいところに使ってないという側面も、一番低いところの要因が少しあるのかなというふうにも思っております。

その辺、ちょっと統計上のデータでどうしてこういう低い状況に出ているのかというところの分析については、あくまで推測の範囲を出ませんので、これについては結果的にそうなっているところでございます。

(赤間委員)

コロナの中で、物価上昇率を見れば、青森市だけ水道代が1ヶ月無料だったので、それが響いているとか。逆にしゃべれば生計費の中もそこを省かれたりすれば、一気にドーンと落ちるかもしれないですけども。

逆に言えば、リアルタイムで出れば、あんなにテレップで去年、電気代が青森は10万円を超えたとか出るのに、こんな訳ないじゃないと思うんだけど。

光熱費も含めても、日に日に上がっているのに、2年前のデータで小さい最低賃金。本当はそこら辺、リアルタイムで出していただければとても助かるんだけど。

9月から助成金を出したりもあるようですが、ものすごいまた上がるでしょうから。11月から12月。

(事務局 労働基準部長)

そうですね。そこがもし本当にもっともっとオンされていれば、全体の平均の下が上がっていくわけですから。仮に少し雑費の部分が消費として下されたとしても、本来、そういう青森特有の部分も含めて上がっていくのはおっしゃるとおりかと思います。

(赤間委員)

うちの団体でも、前は生計費とか、例えば全労連さんが出しているようなのを3年とか5年に1回だったんですよ。だけど、あまり変動が激しいので、1年に1回、毎年出すように今はしているの。もし、エクセルみたいにデータをはめ込んでいいのなら、青森県でもそういうのがあればとても助かると思ったりして。無理な話かと思いつつ。2022年だものね。

(森 宏之委員)

住居費なんかが、やっぱり東京、大阪なんかは高いのでしょうかね。

(石岡部会長)

色々統計には限界がどうしてもあるので、あまり一つの数字にこだわるのは。その他、皆さんご質問、あるいはご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。それでは専門部会はこれで終了したいと思います。